

戸籍謄本等（住民票も含む）の郵送請求について

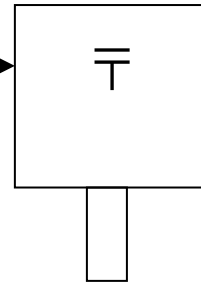
【送っていただくもの】

- ① 戸籍等（住民票等）郵送請求書 → 電話番号は昼間に連絡がつくところをご記入ください。どうしても連絡できない場合は一旦お返しする場合があります。
- ② 郵便局の定額小為替（または普通為替） → 何も記入しないでください。切手・収入印紙では受け取れませんのでご注意ください。
- ③ 返信用封筒（請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。） → 送付先は請求者の住所地のみです。勤務先、一時滞在地等には送付できませんのでご注意ください。
- ④ 請求者の住所・氏名が確認できる書類のコピー（本人確認書類） → 公的な証明書に限ります。住所が確認できないといけませんので必ず住所が記載されているところもコピーしてください。
※マイナンバーカードのコピーを同封する場合は、マイナンバー（個人番号）の書かれていない表面のみにしてください。（個人番号の通知カードでは本人確認をすることができません。）

① 請求書 戸籍謄抄本等請求書 請求者 ○○○ 住所 ○○○	② 定額小為替 小為替 ¥
③ 返信用封筒 □ (住所) (氏名)	④ 本人確認書類 氏名 ○○○ 住所 ○○○

※請求書・返信用封筒・本人確認書類の住所と氏名は同一になります。

※急ぎのときは往復速達料金で。



※お手元に戸籍等が届くまでの期間は郵便の都合によります。みやこ町では請求書及び添付書類に不備がない限り請求書が届いた日に返信用の封筒でお返しています。（土日祝日に届いた場合は次の開庁日の処理になります。）

【戸籍謄本等の請求について】

- ① みやこ町では戸籍を電算化（コンピューター化）しています。電算化前にご結婚されたり死亡されたりして除籍になっている方につきましては、電算化後の戸籍には記載がありません。（電算化前の戸籍を平成改製原戸籍といいます。）

【電算化の日いち】

旧犀川町	平成15年9月20日
旧勝山町	平成16年10月2日
旧豊津町	平成15年12月20日

また、戸籍の附票につきましても、現在戸籍の附票は電算化した当時の住所地からの記載しかありません。それ以前の住所が必要な場合は平成改製原戸籍等の附票を請求してください。（附票の請求にはどこの住所からの分が必要かご記入してください。）

※除籍の附票は除籍になってから5年間しか保存していません。

- ② 戸籍・除籍は本人もしくは配偶者及び直系の者が記載されているものしか請求できません。また、みやこ町にある戸籍で続柄が確認できない場合は続柄のわかる戸籍（又は出生証明書等）のコピーが必要となります。
- ③ 身分証明書は本人のものしか請求できません。ご自分以外の方のものを請求される場合は委任状が必要となります。

【住民票等の請求について】

- ① 住民票は原則として、ご自分の分もしくは同じ世帯の方の分しか請求できません。それ以外の方の請求は、本人の委任状をつけて請求される（本籍・筆頭者、世帯主・続柄が記載された住民票が必要な場合は、委任状の中にその旨を記載していただく必要があります。）か、委任状が取れない場合は必要とする理由を詳しくご記入ください（この場合は、請求理由によっては住民票をお出しできない場合もあります。）。
- ② 住民票に本籍・筆頭者、世帯主・続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載が必要な場合は、必要な事項にチェックしてください。必要ない場合には必ず「口上記いずれも必要ない。」にチェックしてください。
- ③ 住民票の除票は除票になってから5年間しか保存していません。

【お問合せ先】

みやこ町役場住民課 〒824-0892 みやこ町勝山上田 960 番地 ☎0930-32-2511